

答 申 第 9 8 号
(諮 問 第 9 9 号)

令和 3 年 (2021 年) 11 月 11 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 2 月 1 日付け鎌総第 2715 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年(2020年)9月25日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「所属 深沢地域整備課職員の旅行命令申請 令和元年7月26日 ○○氏 令和元年12月20日 ○○氏 令和2年1月24日 ○○氏 令和2年2月20日 ○○氏 令和元年6月27日 △△課長 令和元年10月18日 △△課長 令和元年8月28日 △△課長 令和元年9月19日 △△課長 令和元年11月20日 △△課長 令和2年3月27日 △△課長 令和2年5月20日 △△課長 令和元年8月20日 □□参与 令和元年9月26日 □□参与 令和元年10月7日 □□参与 令和2年1月9日 □□参与 令和2年3月16日 □□参与」について、実施機関鎌倉市長が令和2年(2020年)10月9日付けで行った行政文書不存在決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年(2020年)9月25日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「所属 深沢地域整備課職員の旅行命令申請 令和元年7月26日 ○○氏 令和元年12月20日 ○○氏 令和2年1月24日 ○○氏 令和2年2月20日 ○○氏 令和元年6月27日 △△課長 令和元年10月18日 △△課長 令和元年8月28日 △△課長 令和元年9月19日 △△課長 令和元年11月20日 △△課長 令和2年3月27日 △△課長 令和2年5月20日 △△課長 令和元年8月20日 □□参与 令和元年9月26日 □□参与 令和元年10月7日 □□参与 令和2年1月9日 □□参与 令和2年3月16日 □□参与」に係る行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書のうち、令和元年7月26日 ○○氏、令和元年8月28日 △△課長、令和元年11月20日 △

△課長及び令和元年 12 月 20 日 ○○氏については一部公開決定するとともに、それ以外の文書については、文書が作成されていないとして、令和 2 年（2020 年）10 月 9 日付け鎌倉市指令深地第 29 号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和 2 年（2020 年）11 月 2 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和 2 年（2020 年）11 月 2 日付けで提出した審査請求書、同月 30 日付けで提出した反論書及び令和 3 年（2021 年）2 月 10 日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 特定の職員及び参与について、旅行命令申請の文書が存在しない理由が不明確である。

イ 職員について、運賃及び日当等が発生しない場合に、旅行命令申請にいつから入力しなくてよくなったのか、また参与について支給した報酬の中で本人が負担することとなっていることは鎌倉市の規則類のどこに該当するのか説明を求める。

3 実施機関の行政文書不存在決定理由説明要旨

令和 2 年（2020 年）11 月 20 日付けで提出された弁明書及び令和 3 年（2021 年）5 月 7 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 請求に係る特定の職員の旅行命令申請については、庶務事務システムにより検索したが存在しなかった。また、特定の参与については、支給した報酬の中で本人が負担することとなっていることから、旅行命令申請を行う必要がなく、物理的に存在しない。

(2) 職員が旅行命令申請をいつから入力しなくてよくなったのか、

また、参与について支給した報酬の中で本人が負担することとなっていることは鎌倉市の規則類のどこに該当するのか説明がないとの主張については、本件処分とは関係のない事柄である。

4 審査会の判断

- (1) 当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件対象文書は、鎌倉市職員服務規程（昭和42年11月30日鎌倉市庁達第11号）第23条の規定に基づき、特定の職員及び参与が出張する場合に作成し、上司の決裁を受けた文書である。

実施機関は、文書を作成していないため不存在であるとして本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件請求対象文書が存在しない理由が不明確であると主張する。

そこで、本件対象文書が存在しないとした実施機関の処分について、以下、検討する。

- (2) 本件請求に係る特定の職員の旅行命令申請について

ア 職員が出張する際の事務処理について、鎌倉市職員服務規程は、「職員は、出張しようとするときは、その出張の必要を証する書類を添えて、庶務事務システム（これにより難しいときは（略）出張命令書）により上司の決裁を受けなければならない」（第23条第1項）と規定し、また「前項の庶務事務システム又は出張命令書により決裁を受ける暇がないときは、口頭による決裁及び合議を受けることができる。この場合において、その出張が終了したときは、速やかに前項の手続による決裁を受けなければならない」（同条第2項）と規定している。

イ この点、実施機関の説明によれば、深沢地域整備課においては、職員の出張のうち出費を伴わない軽微なものについては口頭で決裁を済ませることがあり、本件請求に係る特定の職員の旅行命令申請書で不存在とされたものは、当該出張に公用車が利用されたため旅費がかかっていないか、又は外部機関とのオンライン会議への参加であって出張には当たらないとの理由により、いずれも作成されていないとのことであった。

ウ また、当審査会が職権で調査したところ、鎌倉市職員服務規程

上の出張に関して、極めて軽易なもの、所管の施設等を目的地とするもの及び公用車等上司の管理下にある移動手段を利用したものなどについては、庶務事務システムによる処理がなされなかったとしても必ずしも規程違反行為としては取り扱わないとの運用が全庁的に行われていることが認められた。

エ こうした実務慣行があることを踏まえるならば、請求対象文書を作成していなかったとする実施機関の説明も不自然であるとはまでは言えず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

(3) 本件請求に係る参与の旅行命令申請について

出張に際して庶務事務システム又は出張命令書により上司の決裁を受ける義務を負う者は、鎌倉市職員服務規程第2条に規定する職員若しくは同規程が準用される職員又は鎌倉市消防職員服務規程（平成2年11月22日消本訓令第1号）第1条に規定する職員等に限られるところ、深沢地域整備事業推進参与はそのいずれにも該当しない（深沢地域整備事業推進参与設置要綱第2条参照）。

したがって、当該参与について本件請求対象文書は存在しないものと認められる。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 9 / 25	行政文書公開請求書が提出される
10 / 9	行政文書不存在決定通知書送付
11 / 2	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
11 / 20	処分庁が審査庁に弁明書を提出
11 / 30	審査請求人が審査庁に反論書を提出
3 / 2 / 1	審査会に諮問
2 / 10	審査請求人が審査会に意見書を提出
5 / 7	第 124 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
6 / 4	第 125 回審査会で審議
8 / 6	第 126 回審査会で審議
9 / 3	第 127 回審査会で審議
10 / 1	第 128 回審査会で審議
11 / 11	答申（答申第 98 号）

深沢地域整備事業推進参与設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、深沢地域整備事業推進参与（以下「参与」という。）の職務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 参与は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の参与とする。

(委嘱)

第3条 市長は、深沢地域整備事業を推進するとともに、深沢地域整備事業の取組を全市的に展開するため、まちづくりに係る企画及び事業の運営に関する知識及び経験を有する者を参与として委嘱する。

(勤務場所)

第4条 参与は、原則として鎌倉市役所及びその他市長が指定する場所にて勤務するものとする。

(職務)

第5条 参与の職務は、市長の指示に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 深沢地域整備事業推進の企画に関すること。
- (2) 深沢地域整備事業推進の運営に関すること。
- (3) 深沢地域整備事業と他の事業との連携に関すること。
- (4) 深沢地域整備事業での取組の全市的展開に関すること。
- (5) 上記に関する市長への助言・指導に関すること。
- (6) その他深沢地域整備事業の推進に関すること。

(服務)

第6条 参与は、職務の遂行に当たっては、法令、条例等に従い、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 参与は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

3 参与は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 参与の任用期間は、1年とし、再任することを妨げない。ただし、委嘱の日が年度の途中の場合は、その日の属する年度の末日までとする。

(勤務日)

第 8 条 参与が職務を遂行するために必要な勤務日は、市長が指定する。

(報酬)

第 9 条 参与の報酬は、鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和 32 年 5 月規則第 3 号）第 3 条の規定によるものとする。

(公務災害補償等)

第 10 条 参与の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、鎌倉市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年 12 月条例第 27 号）の規定によるものとする。

(解嘱)

第 11 条 市長は、参与が次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 退職したい旨の願い出があったとき。
- (2) 勤務成績が良くないとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。
- (4) 参与を置く必要がなくなったとき。

(その他の事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年 6 月 25 日から施行する。